

平成31年度9月臨時委員会

○ 日時：令和元年9月5日(木) 13:30～（議事）

○ 場所：地域活力センター 1階 会議室1

事務局	細かいのはちょっと変わったりしてるんですけども日付が変わったという。受付日を変えないと対応ができなくなったということです。一応すみません。時間前ですか皆さんおそろいになられたので臨時委員会を始めたいと思います。会長すみませんが。
会長	そしたら、今から臨時の委員会を進めさせてもらいたいと思います。議案は1件出ておりますが、前回出ておりました関係での議案ということで、事務局の方からよろしくお願いします。
事務局	すみません。今回皆さんに急に集まっていたいただいた経緯を説明しながらしたいと思います。今回議案に挙がっている5条1つというのは前回の農業委員会の方で承認いただいた内容でございます。なぜこういった経緯になったかといいますと、この前に農振農用地の除外申請をさせていただいてまして、この2件について出していたのですが県の方の、うちの方で告示を完了したあとに報告を上げるんですが、県の方の受取日が前回の農業委員会より後になったということで、最終的に県の方がうちに関する回答を一番最後のページに添付させていただいてますけど、9月3日づけで出して来ました。この3日以降に5条申請がされて、農業委員会で承認をいただかないとこの5条申請が県まであがる分ですて、受け取りができないということになってしましまして、本当に申し訳ないですがみなさんにきていただきました。経緯としてはちょっと県との口約束があったんですけども県が最終的にまかりならんということになってちょっと補助金も絡んでいることなんで町としてちょっといろいろ手をつくそうという案もあったんですが、あまり強引に県の偉い人をつかうっていうのもちょっとどうかなっていうのもありまして、それなら農業委員会で再度臨時をさせていただいて、日付を新たにとって、提出をするということで、ちょっと双方お互いそういう話になりましたので、ことを荒げずにしたいと思っております。内容的には越知面の炭小屋の5条転用の件と、西区のキャンプ場の件です。若干指摘があり修正はさせていただいているんですが、越知面の方が利用後の部分が宅地になる分と西区の方が本来宅地申請をしたかったんですが雑種地に変更になったというところ。あと権利の存続期間について1年の更新ということで出させてもらってたんですがちょっと向こうの方の指摘がありまして1年ではやっぱりだ

会長	それはね、最初に日付とかいうのは基本的にどこでもあるけ、確認しちよかないかん。たとえば何日にやりたいとうちは思いよったけんどそれまでに許可の日付もらますかっていう話をとっちゃかないかん。
事務局	ちょっと文書とかメールとか記録に残してなかったんで、口頭でば一っとやり取りしてしまっで、向こうの担当者の方が新人とかそういうんじゃなくて、もともとの任用さんで、違う部署から移動してきてこの4月から来られて、けっこうよその須崎でも今もめてるんです。ジビエの施設建てようとして4条申請の許可を県にあげて3か月かかりゆうって話で、須崎の振興管も心配されていてそんな案件があったらちょと僕に声をかけてっていう話は実はもろっちゃったはもろうちよったんですけども、実際うちもそんな感じになったので、その振興管に一応県の副部長クラスなので、ちょっとジビエの申請の時も相談して実際うごかしてもらったこともあったので。そういう話もしようと思ったんですけども、根本的にたどればうちのミスっていうのもあるかなっていうのも自分もあるので、相手のせいでもないかなっていうのもあって、農業委員さんにすごくご迷惑をおかけするんですけども素直にここ受け取ってちゃんとやり直した方がいいなと思ひまして。
会長	それはかまんがやけんど。日付は許可がいつでるろうかって確認しちよって。
事務局	ちょっとちゃんと話してから
会長	それか文章でやりとりするか
事務局	そうですね。記録に残せるようにやりとりしちよかな。すみませんお手間を取らせました。
会長	議案は以上で、その他何かある？
事務局	中四国の女性委員さんのがちょっと来てまして、ちょっと資料はまたあとでお渡しします。日付がはいったのが来ましたので、事前に FAX の状態なんですけどもその日程をもしおかまいなければ行けるようでしたら。
谷川委員	いつくらいですか？
事務局	11月にはなっていました。
谷川委員	広島でしたっけ？前後のことがあるから1泊じゃ終わらない感じのことをお聞きしてたような。
事務局	2泊になることが結構おおいですね。
谷川委員	ちょっと厳しいかも。
事務局	向こうの日程は1泊なんですけどもこっちがいくのにどうしても前のりしないと間に合わないということがあるので、ちょっと農業会議が集計をしてから工程を決めるようになるかとは思ひます。またそのご連絡をとということで

	す。
谷川委員	行った方がいいんでしょうけどね。
会長	中山の一郎さんから電話なかった？
事務局	中山一郎さん・・・中山建設ですか？
会長	うちのところに電話があって宮野々に倉庫を建てちゃろうかというようなことをいいゆう。県道からの奥の旧道
事務局	宮野々ですか？ちょっとまた確認してみますけど。
会長	旧道があるわね。旧道の上に鉄骨で倉庫みたいなががたちゅう。もう何年も前にその時はそこは宅地でこうちゅうみたいやけど、その近辺の農地も一緒に買うてくれっていう話にどうもなっちゅうみたいで、農地やけて手続きはどうしたらいいろかって電話がかかってきたけ、農振地域やった場合手続きがまた別であるき、農業委員会だけじゃすまんけ、産業振興課の川村係長に一回相談してからその手続きをしいよっていうちゅう。最初なんとかしたいっていう話があったけ、そりゃなんとかせないかんと思うけど、たぶん農振地域にはなっていないと思うけど、その家の周りに畑かなんか当時あってそれも一緒に地主さんが買うてくれって話があったみたいながよ。
事務局	純粹に買うだけ。トータル周りの農地は一郎さんが農地をもっちゅかどうかの10aの案件と、その農地を維持、やるっていう前提がないと。
会長	それがもう農地じゃないがよ
事務局	農地じゃない状態ながですか？
会長	もう放たくった状態。非農地になるかどうかもわからん状態ながですよ。僕が知っちゅう場所やったらちょっと非農地は無理かな。草かってどうにかしたらすぐに畑に戻るようなところやと思うがやけど、その家の倉庫でもあれば確かながやけど、それは川村係長に相談してみいやっていうちゅう。
事務局	家も農地なんでしょうかね？
会長	わからんがやけ。
事務局	どうなんでしょう？一郎さんの名前で持ってなかったらちょっと。じいちゃんじゃ、ばあちゃんの名前じゃっていうのじゃちょっと。まあ宮野々なんて信さんとちょっとまた状況わかると思うので確認して。
会長	たぶん連絡くると思う。たぶん登記しようとして引っかかったがやと思う。
事務局	一郎さんは元気ですか？去年か一昨年入院してって話聞いた。
会長	また連絡があると思うきまあ話聞いちゃって。
事務局	はい。買うてやってくれるっていうがやったら。 あとは、今の所、相談案件とかは何件もありますけども具体的に動いている案件はないので、特に問題になりそうな案件も特にはないとは思いますが。今

	聞いている話では。売買の3条の話がちょっと1件あって、そこも売る人の相続の問題があったんで止まってたんですけども相続終わったので。買う人は氏原石油さんの氏原さんがガソリンスタンドの横の土地を去年からちょっと買うという話をしていて、所有者が2人いてそのうちの1人が3条で終わったんですけど、もう1人の方が今案件になってたので、それがもう出そうなのというのは聞いてます。それくらい。あとは墓とかいろんな話がありますが、当分先の話になりそうです。その他はそれくらいです。
会長	役場の関係で住宅の関係はないが？
事務局	役場の変なやつはあります。
会長	あるんやったらもうこつこつ1件ださずに。
事務局	全部拾って。その今1つ出ているのは下本村の森野さんの若定住宅の
会長	結局全部がひっかかってくるっていう話やろう。
事務局	もしそういう土地なら。農地の上に建てちゃったらそれ全部かかってきますし、着手は町が執行しているので金融とかにひっかかることなかったんで誰も気付かずにやっちゃうって話になってますけど。これから固定資産のこの前聞いた話だと固定資産の関係で10,20年かな？経つと評価が一定になるのでそこまでまってから払い下げた方がいいっていうのはわりと各家の所有者が知っちゃって、今みんな家賃状態でずっと払ってるんですけど、もうそろそろその時期が来てるので、みなさんが払い下げをしたいなと思ったときに土地と一緒にと思ったら土地が農地やったらおいおいっていう話があちこちで噴出してくる。
会長	もうやりようがないのか。
事務局	やりようがないですね。とういうか土地の形が一筆に家がぼーんとたっちゃったらその一筆をどうするかっていう話になるのでいいんですけども。今回みたいに広い農地の一角に分筆もしてない状態で家が建っちゃったっていう農地になると、ちょっと所有者の方と色々な家の持ち主さんの方との意思の関係が。森野さんの所はぴったりあったんで、譲りたい買いたいがあるのでちょうどこれを何とかしようという話になったんですけども、そうじゃなかったら、実際は現金のやり取りが当時行われてるようなことなので。実際には本人たち同士では解決するしてるつもりでも名義は変わってないっていう。それが普通の農地じゃないところやったらそれはそれでよかったんでしょうけど、農地でありしかも分筆もかけてないんでこの土地全部を譲るかっていうとそうじゃないこの家が建っちゃた部分だけやみたいな話になるとそもそも分筆もかけてないのでこの範囲ってことになる。今回はうちの執行部の方と相談して環境整備課で分筆かけて、まずは土地の大きさを確定させてかつ所有者の方の同意を得て今度の農振の計画変更の際に除外

	をかけたうえで非農地にするのか、今の年代じゃ非農地は無理なので5条にするのかちょっとそこまでまだ解決案がでてない。
会長	今後については役場の中でルールをかえていくがかよ？
事務局	その辺の町営住宅の話もあるので。
会長	どんな事業をやっても農地にひっかかることは、登記簿みたらわかることやき、その時に産振に協議をかけるかどうかっていう話。
事務局	一応皆さんに 29 年に委員さんになってもろうた段階で僕は全部農地がひっかかっちゃう地目に関しては全部合議を
会長	要するに環境整備かとか関係ないがよ、僕らからしたら役場の事業全部。町長がやるもんはそういう失敗というか違法なことはせずにやってくれという話を農業委員会としては。同じ町からでちゃって、片っ方は好きなことやって、こっちはひっかかるっていうのは町として法律を守ってないという話やき。そこは今の事例であれば今後についてもそこをもしはつきりできるのであれば町長に対して文章をださんといかんかなと思うちゃう。そうせんと全然解決されんという話やき。そういう意識を町の職員はもって仕事してよっていう話。自分だけの法律じゃなくて、もっと国のレベル決められた法律があるっていう話やきね。そこをしっちゃっていろいろ事業を進めていかんと。前の人がやりよったけって同じことやりよったら同じ。
事務局	そうですね。だいたい 20 年くらい前にしたことが今回噴出しているということなんで。
会長	20 年前にやった人が苦勞する担当に戻ってくるがやったらかまんけんど、自分がやったやつやき。そうじゃないきよ。そことなんとか気になるのが、あんまり今の町長も副町長もそれほど上にとおってないような気がして。悪いけど。
事務局	そこは自分の方からも口酸っぱくして訴えてはいるんですけども。
会長	あんまりごとやったら来年の7月までに今の農業委員会のメンバーでかまなかったら意見書だして。それはやっぱり町がそういうのを守っていかんかったら一般市民が知るはずもないというか。せめて役場の中だけは。お互いが協議したらいいがやき。こうしたいけどかまんろうかって協議したらいいだけのこと。あとはこっちがこういうことがあるきこういう許可をとっていかないかんねっていう話よね。そこら辺が大事なとこかなって。そしたら変に苦勞せずにお互いが。
事務局	そうですね。なかなか法律自体を変えることはできないのでそれをスムーズに動かすためにはいろんなことを、地域の方々もしっちゃってろうたらこういう手続きがあるき早めに声かけちょこうっていうふうになっていただ

	けると思います。
会長	役場がいろいろ事業をするときにそういうことを住民の人に環境整備課とか言うていきよったら、あんまりそんなにどうぞねって思わんと思う。ただ、 わかったっていうてずっとやっていくき、役場が言ったらいいとおもうちゅう。
事務局	基本的に住民の方は環境整備課がいうた、産振がいうたっていうのは関係ないので。役場がいうたっていうことに。
会長	それなのに片っ方で役場がとめるっというのは。そこは役場の中の問題。
事務局	それは僕もこっちに来た時に環境整備課で交付決定うちゅうのに、農地にひっかかっちゃうのでうちがだめってとめるっていうことが何回かありましたので。町内事業実施して町民の方が事業実施体としてやる時はどうしても農地法が全部ひっかかるので。
会長	副町長は農政やっちゃうことあるけわかつちゅうろがよ？
事務局	いや。わかってないです。一応説明はして、仕組み、ルールはわかってるんですけど、町民のためなることやったらせんといかんていう話はこの前されたので、いや。違います。法律を守らんと町民のためにならんです。と一応意味は理解してもらって。そら確かになと。
会長	町民のためやったらなにをやってもかまんでっていう話じゃ
事務局	そこは絶対守らないといけない法律なのでそこはどうにもならんですよって。
会長	ルールじゃきね、それを守っていきゆうがやき。役場もそのために条例を作りゆうがやき。町民のためやきって条例をやぶっていいかっていったらそんなわけないきね。
事務局	できるのは町とかが公共事業としてやるときやったらできるけど町民の方に交付して実施させるものに関しては全部農地法にひっかかるのでそういう法律なので本当に町が町民のためにやりたいのであれば公共事業でやってくださいという話はしたんですけども。補助金制度が結構多いのでご自身でやられることに関して補助するっていう制度になってしまってるので、それは全部農地法にひっかかるので。集落活動センターがやることも全部ひっかかるので。全部今回とめてますので。正直今がそういう状態。昔いけいけどんどんと進めて。
会長	気を付けていかんと本当に将来大変なことになる。昭和の時代はそんなにいいよらんかったきね。今は話にならんきね。
事務局	それがゆえに最終的に町民の方が苦勞されることになるので。自分のことで。一郎さんの話もたぶんそうだと。

会長	そこちょっと気を付けちよって。
事務局	それもふまえてちょっと素案みたいなものをつくりよります。僕の方も事務局として農業委員さんからそういう意見があるということは上にちゃんとあげて。
会長	町長副町長にはいわせてもらっちゅうけど、局長がなんで会にでてこんがよって。直美ちゃんがああいう立ち場の後に局長しか農業委員会の職員はおらんかったはずやろ？辞令では。それに局長が出てこんっていうのは僕らを馬鹿にしゅうが？僕らが_____の中で局長が一番じゃないといかんがやないかよ？っていうのは町長副町長にいわせてもらうちゅう。次どんな話をするかやっていうのでとまっちゅうけど。いまだに局長はこん。副町長はそれでいいと思うかやっていう話はさせてもらうちゅう。そうせんこれは局員は大変ぞ。担当したがが苦勞しゅう話になるき。それは違うぞって。局長は一番やっぱりまとめ役で農業委員さんの声も事務局の声も聴いてここはと思うときには町長副町長に報告をして改善していく役やと僕はおもうちゅう。名前だけやったらいいっていうのは違うと思う。兼務なのはわかるけど、それは違うんじゃないって。もう少しじゃけねと思うちゅうろか。けど最初からやきね。2回よね。1回目は最初の_____と、もう1回は農業委員会の3人を5人にあげるようにするっていうそれぞれ1回来ただけじゃけんね。
谷川委員	ちょっとそれは。
会長	いままでずっとそんなやり方しよったろうか？農業委員会。
事務局	ほとんど前に下村さんの時も・・・課長より前の課長は誰やったかっていう。それこそ岩本の直也さんとか大崎さんとかやと思うんですけどもたぶんでてないと・・・多分係長と係員くらいでやっちゅうでしょうね。誰かに書記の兼務命令がでちよったと。
会長	昔は選挙で選ばれよったがやきね。議会と一緒にやった。議会は事務局長_____昔からそうながやったらうか？
事務局	昔からそんな感じっばいですね。前の会長自体とかもそういう状態で干されてるっていったらおかしいですけど、べつに農業委員会でなにか決めれるわけないしみたいな立ち位置にはあったみたいです。それからに比べると今はいろいろと話は聞いてもらっていると思いますけど。いろいろ意見は言っ て、人員のこともこの前の時にちょっと検討はしてもらえるという話にはなっているの。
谷川委員	あの、ちょっと気になってるのが議事録がもう長いこと見てない。
事務局	すみません、あの作ってはいるんですけども、

谷川委員	いや余裕がないんやろうなっとは思いつつ。
事務局	一応これも農業委員会の方は法律で義務化されている議事録。本来公表して いけないかんものなんですけども、ちょっとまだ公表できてないような状況 なので。でも全部記録は残してってますので。
谷川委員	文字をおこすの結構大変じゃないですか？録音を聴きもって？
事務局	全部一文字じゃないです。今までの過去のやつは一文字一文字でやってたん ですけども、もういいっていうことで。結論と内容と議論された質問とかで 話をまとめてもらったら。
会長	概要でかまんがよ。それ僕らの前のやつもあるわけやろ？
事務局	前のやつは一応記録としては紙ベースでは残ってます。紙ベースでは残して ます。HPとかに公表するとかっていう行為はしてなかったです。
会長	審議した内容とかのこっちゅう？のこっちゅうやったらいつそれ調べたら、 どこが3条申請なのか　　なのかっていうのはのこっちゅうっていうこ とか？
事務局	のっこってます。ただちょっととじかたとかが違うので別々でたぶん議事録 だけとかで閉じてるような感じでこの前見たので。ちょっと記録がどうい うふうになっているのか、今うちはこの議案書に全部議事録を全部のつけてい くようにしてるので、何月の議事録議案書っていうふうに閉じていくように してます。
谷川委員	それは紙にしかないんですか？デジタル化はされてない？
事務局	データーとしてもうちは保存してますけども。うちの役場のサーバーの中に 保存はしていくようにしてます。
谷川委員	じゃあ検索とかで？
事務局	過去のやつはないです。保存年度があるので。普通議事録は永遠のはずなん ですけども。永久やと。議会と一緒に永久保存やと。
会長	農地台帳とかに非農地証明願いとかがしたらそれが_____やったらわかるわ ね。それをどっか探さないかんなるき、本当やったら議案に受付したやつに やったやつを農地台帳に添付。そこに集計していきよったら、この農地はも う非農地になっちゅうきって、ずっとわかるように本当はなっちょかないか んが。
谷川委員	だといいなと思うんですけども、そういう風にするにもやっぱり人力が必要 なんで。
会長	それを過去からつみあげっちょったら今苦勞してないですよ。
事務局	他の市町村の農業委員会の担当職員は1日中PCで農地台帳をチェックし て記録してっていうのがことがほとんどの仕事。

会長	役場で言うたら窓口の住民係と一緒によね。きちっといれて何月何日誰がどう っているのがぱっとわかるように農地台帳も本当はしちよかないかん。
事務局	大概専従の人がおってそればかりを一日中案件でやっていてっていうのが 本来の姿であるんですけども。
会長	昔はP Cがなかったき紙ベースしかないきよね。 そうじゃないと一生懸命ここで議案やって審議して。そこを_____しちよら んかったら。ありがとうございますってだけで、動いてないきよね。何番 地っていったら、そこが分筆されてこっちが宅地になったとか、または全部 非農地になっちゃうとか、うちの農業委員会としてはその登記上農地やって もうちでは農地として認めてないよっていうので非農地証明をポンとだす ていう話なんですよね。ここへかけるっていうことは農業委員会でそうやっ て議決して告示しちよったら。それがわからんがよね。過去のやつはわから んがよね。うちが非農地証明してすぐに登記してくれちよったらかまんけん ど。
事務局	そのまま放っておけば
会長	今度登記するときにまた同じことせないかんっていうことになる。たぶん過 去農業委員さんらも審議していっぱいやっちゅうろうにね。
事務局	たぶん5条とか4条とか申請出して、結局登記までいってないこととか がいっぱいあるので、この前の町営住宅のやつも5条許可だしちゅうので。 県から許可もらって、県から許可でちゅう5条申請。5条申請が出ているに も関わらずやってないっていう。うちとしても写しもってるっていうような 状況なので。そういったことが実際ある。所有者の方もそこまでたぶん当時 もあんまり。言われたけ、とりあえず名前書いてはんこついたみたいなこと で役場がやっちゅうがやと思うがですけども。
会長	所有者らはあんまりわからんき。農業委員会の委員さんらやりよったら、農 地台帳とかわかるがやけど。そうじゃなかったら。僕も農業委員会はじめて、 役場にいたって農業関係やってなかったら全然しらんき。ただ農振地域とか そういうしほりがあるなっていうのはしちゅうけん。それちゃんとやっ ちよかん。後で登記はできん。大変なことになるでって。
事務局	役場のことなので、いかんことではあるんですけども実際今農業委員会とか 農地の相談案件がある時っていうのは正直農家さんここへ来られても、所有 者の方が来られたり、譲り受けされる方が来られても、正直その場では対応 できてないです。完全に全部予約をとってくださいってその場で全部日付を 取ってもらっていついつと日付をとってもらって。いついつの何時から何時 までじゃないと相談案件は受けれませんっていうような感じに正直なって ます。空いていたら対応しますけど、今日みたいに（会が）ありますみたい

	になって農家さん町民の方が普通にこんな難しい話があるって聞いたき、ちょっと来ましたとぼんと来られても説明できるのが誰もいないので日付を改めて予約をとってくださいというふうに対応しゅうのが現状です。それは町長まで話しましたが、そんなことで農業委員会いいんですかって。出張で全然おらんとかいうのはしょうがないとしても、僕がおってもよう対応せんっていうのが現実なので。
会長	兼務になったらそんなことになるわね。
事務局	もうそれは町民の方に申し訳ないですけども、兼務で農業委員会の農地のことに關してはそういう対応しかできんというサービスになってますよ。本当にそれでいいんですか？っていうのは言わせてもらってます。
会長	逆に農業委員会の方を主にしちよっってもらって余力があればこっちも手伝うっちゃってねっていうのであれば。今は逆やけね。
事務局	前の立道のときは農業委員会が主やったので空いている時間に別のことってやらしてもらってたので。とりあえず立道がおれば話はきけるっていう話。補助金とかと違って、紙書いて渡しちよって、ぽいっと置かれてあとからまた電話して出てきて説明してってことにならんように絶対書類は受け取らないでっていうのは課の中では言わせてもらっています。あとでチェックしてとかこっちで書いてっていうこととかまず基本的にはできんことでやっていますので。そういうことが前の担当の時にも実際あって、本人は出してるつもり、こっちは受け取ってない。で、日がたって2年経っていたとかそういうことが実際起きていたので。書類はそろってないのでこっちは受け取ってませんっていう話やったんですけども、本人は表書き1枚ペーパーで名前書いてはんこついちゃうのでだしたよっていうことになってた。そういうことがあるので、今に始まったことじゃないのでって町長副町長には話してます。
会長	だすのは年内には。来年になったら予算とか人事の関係があるき。
事務局	一応今度10月1日採用の試験をしますので。一応要望は町長の顔を見るたびにいってます。
会長	採用したちどこに配属するかわからんき。担当がいうだけじゃいかんろうけ、農業委員会としてもこういう要望をあげていけば、多少なり力になるかなっと。
事務局	お願いします。文章案、要望作ります。
会長	大変と思うもん。うちが以外とそういう農地のことは行政も軽るくみてやってきちゅうきこれからいろいろな問題が出てくると思う。急いでやりたいけど。なかなか。

事務局	いろんなことが農地の保有維持管理守るっていう部分もそうですけど。今の時代 I ターン U ターンの取得されたいという方とか今日も午前中ちょっと来られたんですけども県の方の企業さん。農業法人の企業誘致カゴメさんとかそういうことにするにしても農地の整備がきれいにできてないと企業さんがきてここに地域の方々に説明をして土地を譲ってもらって、大型ハウスを建てたいとかってする前段で既にできんっていう話になるので、そういうことも含めてこの案件もそうですけど。地域の集落活動センターが農地を別のものにしたいっていうことがあってもひっかかってくるので、ちょっとしてないと。実際このキャンプ場の話も別のところが本来やりたかったんですけどもそれができんのが相続とか登記ができなかったってそこにキャンプ場作れんからこの中岡さんのところになったんです。そういうことも実際おきてるので、そこはもうどうしようもないという土地になってたので。所有者が誰かわかんっていう。実際に調べに行けばわかることではあるんですけどもそもそもの所有者が管理者が別の町にいてぼくが管理しゅうんやけど、所有者だれですかっていうたらわからんって。登記簿まではとりよせんかったんですけども。借りちゅうわけじゃないんですけどもいったら耕作放棄地になっていて完全なる木が生えてる状態で、非農地願いだすのにも誰の名前でだしていいかわかんっていう状況。登記証見てやってみたらって話したんですけどもすでに亡くなっているもう 4 代目 5 代目やっていうことで。
会長	そこまでいくとなかなかしんどいね。
事務局	今回の中岡さんのところもジビエの施設を建てる時にそこも案にでてたんですけども、そこも結局 21 人名前集めんととれんという話になってそこもつぶれて、結局そこにキャンプ場を作りたかったんですけどもそこも同じ案件やっていうことになって西区が断念した。そこも本来であればこれもいかん話なんですけども中山間直接支払制度の交付金をもらいゆう土地なんです。本来はそこをもらえるような人はだれもおらん。21 人おるっていう話なんで。農政の方の手続きとしてそういう交付金、中山間直接支払制度っていうのはそういうのを是正するためにみんながきれいにやってくれちゅう農地に対して交付金がでるっていうのをうちが無視して 20 年間近くずっとお金を払いよったので、所有者・管理者はお金もらえるし別に名前変えんでいいやんって放置したままおいちゅうき、名義も変わってないっていうことになったので、これは来年から始まる中山間直接支払制度に関してはそういう整備ができてない土地は全部対象外にしますということで、地域説明会もさせてもらって。
会長	来年度から所有者？
事務局	当然農業委員会の貸し借りの許可を出している案件に関しては OK なんです

	すけども。
会長	基本的には所有者？きちっと県の貸し借りをしゆうっていうのはその借りちゅう人に？
事務局	そうです。小作人でやられている人に関しては小作人に払うのではなく所有者に払わせてもらって、小作人に手当として払う分には。
会長	その所有者っていうのは登記上の所有者？相続人で相続してないともうダメっていう話？
事務局	そうです。死んでる人にお金は払えません。って。
会長	相続もしてなくて登記上相続してなかったら対象外っていうこと？
事務局	当然もらえる権利の人の方が、相続してないと、一人っ子やったらいいっていう話でもないんですけども、一人っ子やったらともかく奥さんが存在していて兄弟がいるのに全員がもらえる権利があるのにこの人だけ配るっていうのを役場が判断することはできないので。相続してこの人の名前に変わっているっていうものじゃないとだめですよ。これは県と国に話確認してOKというかそうじゃないとおかしいですよ。そもそも農地法をわかってますか？っていう話で逆に言われたくらいなので、それはそうですよねっていう話。ただ今回説明させてもらってるので相談案件いっぱい来てます。何とか4月までに相続して終わらせたいとか。相続はご自身でこういう手続きがあるのげでやってくださいねっていう話をしながら。貸し借りの話とかこういうふうにしたらどうやったらできるとか今結構相談はきてますので。先々月くらいまで10件とかまとめてほんとときたりとかは起きてくると思う。さっきの氏原石油さんのとこなんか実際にはそうなんです。もともとは全部氏原さんが中山間でお金をもらいよったとこなんですけども所有権が違う人になっちゅうので、いかんということでご自身でちゃんと貸し借りというか購入して自分のものにして中山間の申請をするということで購入手続きに入ってもらって相続されてない部分があったので相続してもちゃんと手続してもらって。
会長	それは本当は20年前にきっちっとしておかないかんこと。
事務局	そうなんです。それをちゃんとやってなかったという。これは町長も事情をちゃんと把握してもらっているので会検が当たって返還っていう話になれば返還も考えないかんっていう話はされてます。
会長	他になれば臨時委員会を終わりたいと思います。
事務局	すみません。ありがとうございました。
	議 事 進 行 役 会 長： 山 本 正 澄

	署 名 議 員 委 員： 委 員：
--	--